

**全乗務員のみなさん！
規程類の訂正が、便乗時間
や待機時間で行えるように、
なったのは何故なのか知って
いますか！！**

さらに、会社は「施行実施日までに規程の訂正はする必要は無い」と説明しています！！

私たち分会が、全乗務員の「規程の訂正は、超勤にするべきだ」という切実な意見に対して、淀川労基署に「規程類の訂正に伴う未払い賃金請求」の申告を行ったからです。

そして、淀川労基署はJR東海会社に対して「規程類の訂正は勤務時間内で行わせること」と指導しました。

乗務員のみなさん！！

職場の諸問題をどしどし東海労組合員に申し出てください

私たちは、あらゆる手段を講じて解決に向けて最善を尽くします

